

熊本市

熊本都市計画 用途地域の変更

(計 画 書)

令和 7 年 9 月

熊本市

熊本都市計画用途地域の変更(熊本市決定) (案)

熊本都市計画用途地域を次のように変更する。

()は内訳

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層	約 23 ha	6/10以下	3/10以下	1.0m	－	10m	(0.2%)
住居専用地域	約 799 ha	8/10以下	4/10以下	1.0m	－	10m	(7.3%)
	約 282 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	－	10m	(2.6%)
小 計	約 1,104 ha						10.1%
第二種低層	約 39 ha	8/10以下	4/10以下	1.0m	－	10m	(0.4%)
住居専用地域	約 9.2 ha	8/10以下	4/10以下	－	－	10m	(0.1%)
	約 15 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	－	10m	(0.1%)
	約 44 ha	10/10以下	5/10以下	－	－	10m	(0.4%)
小 計	約 107 ha						1.0%
第一種中高層	約 20 ha	10/10以下	4/10以下	－	－	－	(0.2%)
住居専用地域	約 2,517 ha	15/10以下	6/10以下	－	－	－	(23.1%)
	約 41 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.4%)
小 計	約 2,578 ha						23.7%
第二種中高層	約 4.9 ha	10/10以下	5/10以下	－	－	－	(0.0%)
住居専用地域	約 53 ha	10/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.5%)
	約 893 ha	15/10以下	6/10以下	－	－	－	(8.2%)
	約 1,533 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(14.1%)
小 計	約 2,484 ha						22.8%
第一種住居地域	約 1,249 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	11.5%
第二種住居地域	約 637 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(5.9%)
	約 3.8 ha	30/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.0%)
小 計	約 641 ha			－	－	－	5.9%
準住居地域	約 247 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	2.3%
近隣商業地域	約 76 ha	20/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.7%)
	約 463 ha	30/10以下	8/10以下	－	－	－	(4.3%)
小 計	約 539 ha						5.0%
商業地域	約 258 ha	40/10以下	8/10以下	－	－	－	(2.4%)
	約 30 ha	50/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.3%)
	約 97 ha	60/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.9%)
小 計	約 385 ha						3.5%
準工業地域	約 1,212 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(11.1%)
	約 47 ha	30/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.4%)
小 計	約 1,259 ha						11.6%
工業地域	約 291 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	2.7%
合計	約 10,885 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

熊本市

熊本都市計画 用途地域の変更

(変 更 理 由)

令和 7 年 9 月

熊本市

変 更 理 由（案）

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を変更するもの。

併せて、本市が目指す多核連携都市の実現に向け、利便性の高い地域拠点周辺で、日常生活に必要な都市機能の維持・確保や居住の誘導を図るため、当該地区に係る用途地域を変更するもの。

熊本市

熊本都市計画 用途地域の変更

(新旧対照表)

令和 7 年 9 月

熊本市

【参考図書】新旧対照表(案)

(新)

()は内訳

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層	約 23 ha	6/10以下	3/10以下	1.0m	－	10m	(0.2%)
住居専用地域	約 799 ha	8/10以下	4/10以下	1.0m	－	10m	(7.3%)
	約 282 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	－	10m	(2.6%)
小 計	約 1,104 ha						10.1%
第二種低層	約 39 ha	8/10以下	4/10以下	1.0m	－	10m	(0.4%)
住居専用地域	約 9.2 ha	8/10以下	4/10以下	－	－	10m	(0.1%)
	約 15 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	－	10m	(0.1%)
	約 44 ha	10/10以下	5/10以下	－	－	10m	(0.4%)
小 計	約 107 ha						1.0%
第一種中高層	約 20 ha	10/10以下	4/10以下	－	－	－	(0.2%)
住居専用地域	約 2,517 ha	15/10以下	6/10以下	－	－	－	(23.1%)
	約 41 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.4%)
小 計	約 2,578 ha						23.7%
第二種中高層	約 4.9 ha	10/10以下	5/10以下	－	－	－	(0.0%)
住居専用地域	約 53 ha	10/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.5%)
	約 893 ha	15/10以下	6/10以下	－	－	－	(8.2%)
	約 1,533 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(14.1%)
小 計	約 2,484 ha						22.8%
第一種住居地域	約 1,249 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	11.5%
第二種住居地域	約 637 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(5.9%)
	約 3.8 ha	30/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.0%)
小 計	約 641 ha			－	－	－	5.9%
準住居地域	約 247 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	2.3%
近隣商業地域	約 76 ha	20/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.7%)
	約 463 ha	30/10以下	8/10以下	－	－	－	(4.3%)
小 計	約 539 ha						5.0%
商業地域	約 258 ha	40/10以下	8/10以下	－	－	－	(2.4%)
	約 30 ha	50/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.3%)
	約 97 ha	60/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.9%)
小 計	約 385 ha						3.5%
準工業地域	約 1,212 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(11.1%)
	約 47 ha	30/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.4%)
小 計	約 1,259 ha						11.6%
工業地域	約 291 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	2.7%
合計	約 10,885 ha						100.0%

(旧)

()は内訳

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層	約 23 ha	6/10以下	3/10以下	1.0m	－	10m	(0.2%)
住居専用地域	約 767 ha	8/10以下	4/10以下	1.0m	－	10m	(7.1%)
	約 278 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	－	10m	(2.6%)
小 計	約 1,068 ha						9.9%
第二種低層	約 39 ha	8/10以下	4/10以下	1.0m	－	10m	(0.4%)
住居専用地域	約 9.2 ha	8/10以下	4/10以下	－	－	10m	(0.1%)
	約 15 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	－	10m	(0.1%)
	約 44 ha	10/10以下	5/10以下	－	－	10m	(0.4%)
小 計	約 107 ha						1.0%
第一種中高層	約 20 ha	10/10以下	4/10以下	－	－	－	(0.2%)
住居専用地域	約 2,501 ha	15/10以下	6/10以下	－	－	－	(23.2%)
	約 41 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.4%)
小 計	約 2,562 ha						23.7%
第二種中高層	約 4.9 ha	10/10以下	5/10以下	－	－	－	(0.0%)
住居専用地域	約 53 ha	10/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.5%)
	約 893 ha	15/10以下	6/10以下	－	－	－	(8.3%)
	約 1,533 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(14.2%)
小 計	約 2,484 ha						23.0%
第一種住居地域	約 1,244 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	11.5%
第二種住居地域	約 637 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(5.9%)
	約 3.8 ha	30/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.0%)
小 計	約 641 ha			－	－	－	5.9%
準住居地域	約 224 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	2.1%
近隣商業地域	約 76 ha	20/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.7%)
	約 463 ha	30/10以下	8/10以下	－	－	－	(4.3%)
小 計	約 539 ha						5.0%
商業地域	約 258 ha	40/10以下	8/10以下	－	－	－	(2.4%)
	約 30 ha	50/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.3%)
	約 97 ha	60/10以下	8/10以下	－	－	－	(0.9%)
小 計	約 385 ha						3.6%
準工業地域	約 1,137 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	(10.5%)
	約 47 ha	30/10以下	6/10以下	－	－	－	(0.4%)
小 計	約 1,184 ha						11.0%
工業地域	約 358 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	3.3%
合計	約 10,796 ha						100.0%

熊本都市計画 用途地域の変更

(用途地域箇所別調書)

令和7年9月

熊本市

用途地域変更箇所別調書(案)

地区番号		地区名	面積 (ha)	現況	用途地域 (変更前)	容積率/ 建ぺい率 (変更前)	変更理由	用途地域	容積率/ 建ぺい率 (%)	外壁後退 距離(m)	最低敷地 面積(ha)	建築物 の高さ 制限(m)	不適格 建築物 の有無	建築物 の有無	備考
即1		北区植木町広住地区	3.94	主要地方道大津植木線沿いに位置し、国道3号にも近接する。都市マスタープランに定める地域拠点圏域であり、民間開発により、既に住宅地が形成されている地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種中高層住居専用地域	150/60	－	－	－	無	有	
即2		北区龍田4丁目地区	1.26	国道3号北バイパスの近傍であり、近くに榆木小学校や楠中学校がある。都市マスタープランに定める地域拠点圏域であり、民間開発(一部地区計画)により、既に住宅地が形成されている地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	無	有	
即3	即3-1	東区小山3丁目外地区	6.90	九州縦貫自動車道、一般県道熊本空港線沿いに位置する。地区内は、民間開発により、既に住宅地を中心に市街地が形成されている地区である。一般県道熊本空港線沿いは、一部店舗や自動車関連施設が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種住居地域	200/60	－	－	－	有	有	
	即3-2		1.55		市街化調整区域			準住居地域	200/60	－	－	－	無	有	
即4	即4-1	東区戸島西4丁目外地区	7.16	九州縦貫自動車道、一般県道熊本空港線、一般県道戸島熊本線沿いに位置する。地区内は、民間開発により、既に住宅地が形成されている地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種中高層住居専用地域	150/60	－	－	－	有	有	
	即4-2		3.34		市街化調整区域			第一種住居地域	200/60	－	－	－	無	有	
	即4-3		0.44		市街化調整区域			準住居地域	200/60	－	－	－	無	有	
	即4-4		0.43		市街化調整区域			準工業地域	200/60	－	－	－	無	有	
即5	即5-1	東区戸島西5丁目外地区	6.02	九州縦貫自動車道、一般県道戸島熊本線沿いに位置する。地区内は、民間開発により、既に住宅地を中心に市街地が形成されている地区であり、一部倉庫等が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種中高層住居専用地域	150/60	－	－	－	有	有	
	即5-2		1.65		市街化調整区域			第一種住居地域	200/60	－	－	－	無	有	
即6	即6-1	東区佐土原3丁目外地区	7.96	主要地方道熊本益城大津線沿いに位置し、民間開発(一部地区計画)により、既に住宅地を中心に市街地が形成されている地区である。主要地方道熊本益城大津線沿いは、店舗等が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	有	有	
	即6-2		2.54		市街化調整区域			準住居地域	200/60	－	－	－	無	有	
即7	即7-1	中央区出水7丁目地区	5.99	国道57号の近傍であり、出水南中学校や病院がある。地区内は、民間開発(一部地区計画)により、既に住宅地を中心に市街地が形成されている地区であり、一部、医療施設や福祉施設が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	無	有	
	即7-2		4.91		市街化調整区域			第一種中高層住居専用地域	150/60	－	－	－	無	有	
即8	即8-1	南区野口3丁目外地区	6.11	主要地方道熊本港線や一般県道並建熊本線沿いに位置し、近くにアクアドームくまもとや力合西小学校がある。地区内は、民間開発により、既に住宅地を中心に市街地が形成されている地区である。主要地方道熊本港線沿いは自動車関連施設や医療施設が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種中高層住居専用地域	150/60	－	－	－	有	有	
	即8-2		3.90		市街化調整区域			第二種中高層住居専用地域	200/60	－	－	－	無	有	
	即8-3		12.07		市街化調整区域			準住居地域	200/60	－	－	－	無	有	
即9		南区近見3丁目地区	0.91	国道3号・国道57号の近傍であり、近くに日吉東小学校や日吉中学校がある。地区内は、民間開発(地区計画)により、住宅地が形成された地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	無	有	
即10	即10-1	南区近見6丁目外地区	1.34	国道3号・国道57号の近傍であり、近くに日吉東小学校や日吉中学校がある。地区内は、民間開発(一部地区計画)により、住宅地を中心に市街地が形成された地区である。国道57号沿いでは、店舗や自動車関連施設等が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	無	有	
	即10-2		2.65		市街化調整区域			準工業地域	200/60	－	－	－	無	有	

即11	即11-1	南区御幸笹田6丁目外地区	0.81	一般県道田迎木原線や一般県道神水川尻線沿いに位置する。地区内は、民間開発(一部地区計画)により、住宅、医療施設、店舗などが混在した地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	無	有	
	即11-2		9.86		市街化調整区域			第一種中高層住居専用地域	150/60	－	－	－	有	有	
	即11-3		0.39		市街化調整区域			第二種中高層住居専用地域	200/60	－	－	－	無	有	
即12	即12-1	南区良町4丁目地区	8.52	一般県道熊本浜線沿いに位置し、近くに田迎公園(浜線健康パーク)や熊本バス熊本中央営業所がある。地区内は、民間開発により、既に住宅地が形成されている地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	無	有	
	即12-2		0.21		市街化調整区域			第二種中高層住居専用地域	200/60	－	－	－	無	有	
即13		北区硯川町外地区	3.72	国道3号の近傍であり、近くに北部まちづくりセンターや川上小学校がある。都市マスタープランに定める地域拠点圏域であり、民間開発により、既に住宅地が形成されている地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種中高層住居専用地域	150/60	－	－	－	無	有	
即14	即14-1	西区上代10丁目地区	3.49	主要地方道熊本高森線沿いに位置し、近くに西区役所や城山小学校がある。都市マスタープランに定める地域拠点圏域であり、民間開発により、既に住宅地を中心に市街地が形成されている地区である。主要地方道熊本高森線沿いでは、店舗等が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種中高層住居専用地域	150/60	－	－	－	無	有	
	即14-2		0.67		市街化調整区域			準住居地域	200/60	－	－	－	無	有	
即15		西区域山下代3丁目外地区	7.68	主要地方道熊本高森線沿いに位置し、近くに西区役所や城山小学校がある。都市マスタープランに定める地域拠点圏域であり、民間開発により、住宅、店舗、福祉施設、医療施設などが混在した地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	準住居地域	200/60	－	－	－	有	有	
即16	即16-1	南区富合町古閑外地区	4.26	国道3号沿いに位置し、近くに南区役所や富合小学校がある。都市マスタープランに定める地域拠点圏域であり、民間開発により、住宅、店舗、福祉施設、医療施設などが混在した地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	100/50	1.0	－	10.0	有	有	
	即16-2		8.53		市街化調整区域			準工業地域	200/60	－	－	－	無	有	
即17		南区合志3丁目外地区	5.46	1級市道(薄場1丁目八幡1丁目第1号線)沿いに位置し、近くに力合小学校や南部総合スポーツセンター等がある。地区内は、民間開発(地区計画)により、既に住宅地が形成されている地区である。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	無	有	
即18		北区徳王2丁目地区	0.12	周辺及び地区内には住宅が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種住居地域	200/60	－	－	－	無	有	
即19		北区飛田3丁目地区	0.15	周辺には住宅及び店舗などが立地し、地区内には宗教施設が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	準工業地域	200/60	－	－	－	無	有	
即20		北区龍田4丁目地区	0.08	周辺及び地区内には住宅が立地している。	市街化調整区域		区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を指定する。	第一種低層住居専用地域	80/40	1.0	－	10.0	無	有	
逆1		北区楠野町地区	0.03	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種低層住居専用地域	80/40	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
逆2		北区西梶尾町地区	0.05	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
逆3		北区鶴羽田町地区	0.07	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第二種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
逆4		北区鶴羽田町地区	0.10	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	

逆5		北区鶴羽田2丁目地区	0.28	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆6		西区池田4丁目地区	0.24	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種住居地域	200/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆7		西区池田4丁目地区	0.13	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種住居地域	200/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆8		西区花園7丁目地区	0.13	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種低層住居専用地域	80/40	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆9		北区清水万石1丁目地区	0.02	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆10		西区小島9丁目地区	0.05	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆11		西区小島8丁目地区	0.01	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆12		西区島崎7丁目地区	0.07	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種低層住居専用地域	80/40	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆13		西区島崎7丁目地区	0.03	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種低層住居専用地域	80/40	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆14		西区池上町地区	0.05	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種低層住居専用地域	80/40	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆15		西区池上町地区	0.02	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種低層住居専用地域	80/40	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆16		西区上代1丁目地区	0.01	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆17		西区上代1丁目地区	0.02	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆18		西区横手2丁目地区	0.82	主として山林の土地利用であり、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	第二種中高層住居専用地域	200/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆19		北区弓削6丁目地区	0.93	白川河川区域内である。	第一種住居地域	200/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆20		北区龍田7丁目地区	0.51	白川河川区域内である。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆21		東区上南部1丁目外地区	6.02	白川河川区域内である。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	
逆22		北区龍田1丁目外地区	3.25	白川河川区域内である。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	-	-	-	-	無	無	

逆23		北区龍田1丁目地区	1.25	白川河川区域内である。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
逆24	逆24-1	東区下南部2丁目外地区	17.5	白川河川区域内である。	第一種中高層住居専用地域	150/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
	逆24-2		0.28		第二種中高層住居専用地域	200/60		市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
	逆24-3		1.84		第一種住居地域	200/60		市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
	逆24-4		0.61		準住居地域	200/60		市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
逆25	逆25-1	東区新南部5丁目外地区	3.23	白川河川区域内である。	第二種中高層住居専用地域	200/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
	逆25-2		0.88		第一種住居地域	200/60		市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
	逆25-3		0.98		準住居地域	200/60		市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
	逆25-4		2.05		準工業地域	200/60		市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
逆26	逆26-1	東区新南部1丁目外地区	2.47	白川河川区域内である。	第一種住居地域	200/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
	逆26-2		0.89		準工業地域	200/60		市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
逆27		東区渡鹿8丁目地区	0.74	白川河川区域内である。	第一種住居地域	200/60	区域区分の変更に伴い、当該地区に係る用途地域を廃止する。	市街化調整区域	－	－	－	－	無	無	
用変1		南区近見6丁目外地区	66.59	国道3号、国道57号、主要地方道熊本港線沿いであり、住宅、店舗、工場等が混在した地区である。	工業地域	200/60	本市が目指す多核連携都市の実現に向け、利便性の高い地域拠点周辺で、日常生活に必要な都市機能の維持・確保や居住の誘導を図るため、当該地区に係る用途地域を変更する。	準工業地域	200/60	－	－	－	無	有	